

物品の購入に関する一般条件 シムライズ株式会社

1. 適用範囲

- シムライズが行う注文は、本「物品の購入に関する一般条件」によってのみ行うものとする。また、本「物品の購入に関する一般条件」に抵触し、かつ/または、逸脱する内容の商品販売者（提供者）側の販売条件が存在することを、商品販売者（提供者）シムライズが認識していたとしても、シムライズが発送された商品を受領または商品代金の支払をする限りは、本「物品の購入に関する一般条件」が適用されるものとする。また本「物品の購入に関する一般条件」は、商品提供者（販売者）商品販売者（提供者）との間のその後の取引にも適用するものとする。
- 本「物品の購入に関する一般条件」から逸脱している合意はすべて、シムライズが書面をもって承認しない限り効力はないものとする。また、シムライズが本「物品の購入に関する一般条件」から逸脱する合意を承認した場合であっても、その承認は特定の個々の取引にのみ適用されるものとし、その後の取引には効力を生じないものとする。
- 本「物品の購入に関する一般条件」は、本条件発効前にシムライズと商品販売者（提供者）との間で取り交わされた全ての購入に関する条件に優先するものとする。
- 本「物品の購入に関する一般条件」は、「事業主」にのみ適用されるものとする。本条件における「事業主」とは、取引開始にあたり、取引、事業または職業を実施する権限を有する自然人、法人または法人格を持つ「パートナーシップ」を指すものとする。本条件における「パートナーシップ」とは、権利を取得し義務を負う権限・能力のある法人格を持つパートナーシップ（合同会社、合名会社または合資会社）を指すものとする。

2. 発注

- 商品の発注は、拘束力のあるものとするために、書面にて行うものとする。商品の売買契約締結の前後に交わされるその他の合意についても、同様に、書面にて行うものとする。口頭または電話による発注は、事後的にシムライズが書面にて承認した場合に限り、法的効力を有するものとする。担保設定契約および契約の変更が口頭でなされた場合についても、同様とする。
- シムライズの事前の書面による同意なく、商品販売者（提供者）は売買契約における義務の履行を第三者に委託してはならない。
- 商品販売者（提供者）は、シムライズと売買契約を締結した旨を営業秘密として取り扱わなければならない。商品販売者（提供者）が原材料の宣伝・広告のためにシムライズとの取引があることを述べることができるのは、シムライズの書面による同意があった場合のみとする。
- 契約当事者は、取引の過程で開示される全ての商業的または技術的事項のうち、まだ公知の事実となっていないものについて、営業秘密として取り扱うことに同意する。各当事者の下請業者も、同様の秘密保持義務を負うものとする。

3. 価格/出荷/梱包

- 当事者間で合意した価格は、固定価格とする。梱包、梱包手段、シムライズが指定した住所および/または場所への輸送費用及び通関手続・関税費用は、この固定価格に含まれるものとする。なお、商品販売者（提供者）は、法定付加価値税については、見積価格およびインボイス上に別途表示しなければならない。
- 商品販売者（提供者）は、全ての出荷書類、納品受領書およびインボイス上に、シムライズによる注文書の記載にしたがい、シムライズ所定の注文番号その他の全ての注文情報（年月日、数量等）を表示しなければならない。商品販売者（提供者）がこれらの義務を履行しなかったことにより、その後の手続きにおいて遅延が生じたとしても、シムライズは当該遅延について何らの責任も負わないものとする。
- 商品の出荷は、商品販売者（提供者）のリスクと費用で行うものとする。したがって、シムライズが指定した住所および/または場所に商品が納品されるまでの間に生じた不慮の損害を含む商品劣化のリスクは商品販売者（提供者）が負担するものとする。
- 商品販売者（提供者）は、法規定に従って梱包材料を引き取らなければならない。また、商品は輸送中に損傷から保護されるような方法で梱包されなければならない。なお、再利用可能な容器には、識別のためのマークを付けなければならない。
- 商品の不適切な梱包・出荷により生じたいかなる費用についても、商品販売者（提供者）が負担するものとする。

4. 支払条件

- 商品販売者（提供者）のインボイスは、商品が納品されてシムライズがインボイスを受領した後60日以内を支払期日とする。契約の内容が、商品販売者（提供者）による作業の実施である場合には、「納品」は「サービスの受領」と読みかえるものとする。シムライズによる代金支払がなされたとしても、納品された商品（サービス）の品質が契約条件を満たすことを認めるものではなく、シムライズが有するいかなる請求権も制限しないものとする。商品販売者（提供者）は、シムライズがインボイス受領後10日以内に代金を支払った場合については、3%の割引を認めるものとする。
- シムライズは、法規定に従い、相殺権および留置権を有するものとする。
- シムライズの代金支払が遅延した場合であっても、シムライズの責任は法定利率を超えないものとする。

5. 納期/納品遅延/不可抗力

- 当事者間で合意された納期は拘束力を持つものとする。商品販売者（提供者）が納期を遅延した場合は債務不履行となる。「債務不履行」の事実を証明するにあたり、シムライズが商品販売者（提供者）に対し督促状を送付する必要はないものとする。債権者の住所地が義務履行地の場合には、納期または納品期間は、シムライズが指定する住所および/または場所において、シムライズが商品を受領することをもって、遵守されたものとみなす。
- 商品販売者（提供者）が何らかの理由で合意した納期までに納品できないことがわかった場合は、商品販売者（提供者）は、シムライズに対し、書面にて、遅延の理由と遅延予定の期間を記載して知らせなければならない。また、商品販売者（提供者）は、可能な限りすみやかに代替品の納品のための追加費用を補償するものとする。
- 商品販売者（提供者）が、納品遅延による債務不履行となった場合は、シムライズは、違約金として、毎営業日あたり注文価格の0.2パーセントに達する金員（ただし注文価格の5パーセントを上限とする）を請求する権利を有するものとする。シムライズは、インボイスの支払を行うまでは違約金を主張する権利を有する。違約金は、納品遅延によって発生した損害賠償請求権と相殺されなければならない。なお、シムライズは追加の損害賠償請求をする権利を有するものとする。
- 当事者間で具体的な納期が合意されていない場合、納品は注文書に従い、営業日の通常営業時間内に行われるものとする。
- 納品受領書へのシムライズの署名および/またはシムライズによる商品の実際受領があったとしても、納品された商品が商品仕様書の記載と一致することをシムライズが認めるものではない。
- シムライズは、別途、明確な合意がない限り、注文の一部のみの納品は認めないものとする。

6. 危険負担の移転 / 商品販売者（提供者）の所有権留保

- 納品された商品の所有権は、納品時にシムライズに移転するものとする。シムライズは、商品

販売者（提供者）によるいずれの所有権留保も認めない。

7. 品質

- 納品される商品は、法規制、当事者間で合意された仕様書および科学技術的に認められた状態のものでなければならない。
- 納品に用いられる容器は、出荷先国の法規制、当事者間で合意された仕様書および科学技術的に認められた状態のものでなければならない。

8. 責任

- 商品販売者（提供者）は、本「物品の購入に関する一般条件」に別段の記載がない限り、法規定に従って契約違反についての責任を負うものとする。

9. 瑕疵/保証の通知

- 商品受領後、当該商品の品質および数量の過不足について検査するために、シムライズは抜き取り検査を行うものとする。シムライズは、商品不良の届出については、商品受領後10営業日以内に相手方に通知するものとするが、隠れた瑕疵については、当該隠れた瑕疵を発見後10営業日以内に相手方に通知した場合は、期限内に通知があったものとみなす（シムライズは、かかる通知が期限内に相手方に送付されたことを証明する義務のみを負うものとする）。
- 品質の瑕疵や権利の瑕疵があった場合、シムライズの有する権利は、法律の規定にしたがい、以下のように修正される：
 - シムライズまたはシムライズが指定する第三者に対する、シムライズの指定する場所への納品から2年が経過した場合、商品の瑕疵に関するいかなる申立ても出訴期限が切れるものとする（ただし、法律により2年より長い期間が規定されている場合は、この限りではない）。法律または契約により出訴期間について規定されている場合には、出訴期間は納品時より開始するものとする。
 - 配送または梱包に瑕疵があった場合は、シムライズは自らの判断により、商品の改善または代替品の納品を要求する権限を持つものとする。ただし、急迫した危険がある場合、シムライズが要求するその後の業務を商品販売者（提供者）が履行しない場合、または、シムライズが要求するその後の業務を商品販売者（提供者）が拒否あるいは懈怠した場合、シムライズは、商品販売者（提供者）の負担において、当該瑕疵を自ら改善し、または第三者によりかかる瑕疵を改善させ、あるいは代替品を調達することができる。シムライズは、自らの合理的な判断にもとづいて、急迫した危険の有無について決定するものとする。
 - 改善された商品または代替品として納品された商品については、改善後および/または代替品の納品時点から、上記a)に規定された出訴期間が開始されるものとする。
 - シムライズが受領を拒否した商品について発生したいかなる費用も、商品販売者（提供者）が補償するものとする。
- シムライズが販売した商品が不良品であるとして、シムライズが第三者からの申立ての対象となつた場合において、かかる不良事由が、商品販売者（提供者）の納品した商品の瑕疵によって発生したものであるときは、商品販売者（提供者）は、シムライズに対し、同社が商品販売者（提供者）に対して最初に補償請求をした時点において、シムライズが受けた損害賠償請求の補償をしなければならない。
- 商品販売者（提供者）は、納品した商品に権利の瑕疵があった場合には、第三者からのいかなる申立てについても、シムライズに対して補償するものとする。
- 商品販売者（提供者）は、リコール発生のリスクを含め、製造物責任に関する全てのリスクに対して適切な保険に入るものとし、商品販売者（提供者）は、シムライズの要求があればその保険証券をシムライズが検査・確認することを認めるものとする。

10. 契約の履行場所、裁判地、適用法、雑則

- 別段の明示的な合意のない限りは、シムライズの所在地を契約の履行場所とする。
- シムライズと商品販売者（提供者）間の取引は、日本法に従うものとする。「国際連合売買条約」の適用は除外するものとする。
- 本「物品の購入に関する一般条件」に基づく取引に関する紛争（契約締結、納品、支払等を含め取引に関連するすべての紛争を指す。）についての管轄裁判所は、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。
- 本「物品の購入に関する一般条件」のいずれかの条項および/またはいずれかの条項の一部が無効となったとしても、かかる無効は他の条項および/またはその余の条項の効力に影響を与えることはないものとする。

（2013年7月23日）